令和8年度
町内会長・自治会長の手引き

（発行）　加古川市町内会連合会
加古川市　市民活動推進課

目次

1　町内会・自治会とは 1

2　町内会の活動 1

3　町内会による組織 1

4　認可地縁団体制度について 2

5　個人情報の取り扱い ..... 3～4

6　集会所の管理（消防法等関係） 5

7　自主防災組織の運営 5

8　市からの委託・依頼業務等 ..... 6～21

9　保健衛生協議会に関すること ..... 22～23

10　町内会等への活動支援について ..... 23～28

11　地域課題の調整について 29

12　地域における在住外国人の情報提供 30

13　その他　町内会・自治会への参考情報 30

14　資料編　市内主要公共機関等一覧表 ..... 31～33

町内会・自治会のお役立ち Q&A ..... 34～37

1　町内会・自治会とは

町内会・自治会（以下、「町内会」という）は、一定の区域に住所を有する住民の意思に基づいて形成された任意団体です。

現在、加古川市内には、309 の町内会（※）があり、安全で安心して暮らすことのできる地域づくりのため、住民同士で話し合い、自主的にその地域に応じた活動に取り組んでいます。

※加古川市町内会連合会を構成する町内会長・自治会長が率いる町内会・自治会の数です。

（令和８年４月１日現在）

2　町内会の活動

〇地域の連携・親睦

お祭り、運動会、サークル活動、世代間交流活動

〇福祉活動

地域敬老事業、高齢者の見守り活動、交流サロンの実施

〇安全安心のまちづくり

地域の見守り活動、防犯パトロール、防犯灯の設置や維持管理、

一戸一灯防犯運動、防災訓練、災害時の相互協力

〇地域環境活動

地域の緑化推進、町内清掃、ごみ減量の推進

〇広報連絡

町内回覧、掲示板設置、町内放送

〇行政との連携

広報紙の配付、回覧、各種委員の推薦、行政への要望

3　町内会による組織

町内会による組織としては、町内会の代表である会長によって組織された加古川市町内会連合会や、各町や小学校区を単位として組織された地区町内会連合会があります。

加古川市町内会連合会、地区町内会連合会、町内会はそれぞれ連携して、組織規模に応じた活動を行っています。

4　認可地縁団体制度について

町内会は、「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられ、その保有資産について、町内会の名義では不動産登記をすることができませんでした。そのため、町内会が所有する集会所などの不動産は、町内会役員などの個人名義で登記する必要があり、登記名義人が亡くなった場合等に財産上のトラブルになることがありました。

そこで、平成３年の地方自治法改正により、地縁による団体が、一定の要件を満たす場合に市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

また、令和３年５月に地方自治法の一部改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために認可の目的について見直され、不動産等の保有の有無にかかわらず法人化できるようになりました。

なお、法人格を取得した場合でも、運営方法や活動内容について、市の監督を受けるようになるものではありません。

〇地縁による団体とは

一定区域に住所を有する者の地縁（つながり）に基づいて形成された団体（町内会等）で、年齢・性別等を問わず区域に住所を有することのみを会員資格としている団体です。

（認可対象とならない団体…住所要件以外に要件が必要なもの【例：老人会（年齢）、婦人会（性別）】）

〇認可の要件

（1）**目的**が地域的な共同活動を行うことで、現に活動していること

（2）**区域**が住民にとって客観的で明確であること

（3）区域内のすべての個人が**構成員**になることができ、相当数が現に構成員であること

（4）地方自治法の規定を満たした**規約**に、以下の項目を定めていること

①目的、②名称、③区域、④主たる事務所の所在地、⑤構成員の資格、⑥代表者、⑦会議　⑧資産　に関すること

※　具体的な手続きについては、事前にご相談ください。

※　認可後に必要な手続きや注意点等については、以下に掲載しています。

（ホーム＞くらし＞町内会・自治会＞認可地縁団体関係）

【問い合わせ先】
市民活動推進課　地域コミュニティ係
TEL：079－427－9195

5　個人情報の取り扱い

平成17年4月の個人情報保護法の施行当初は、5千件を超える個人情報を取り扱う事業者が法の適用対象でしたが、平成29年5月の法改正により、5千件以下の個人情報を取り扱う地域団体等も法の適用対象となりました。

個人情報保護法の取り扱いに関する基本的なルールを紹介します。

【個人情報を集める、保管するときのルール】

ルール	会員名簿を作成し、会員に配付する場合
①　個人情報を集める前	
≪利用目的の特定と利用目的による制限≫ 個人情報の利用目的をあらかじめ特定する。原則として、本人の同意なく、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。	「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配付するため」と利用目的を特定する必要があります。
②　本人から個人情報を集め、利用するとき	
≪利用目的の通知・公表≫ 本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。	個人情報を集める際に配付する用紙に、利用目的を記載する必要があります。
③　個人情報を保管しているとき	
≪安全管理措置≫ 取扱規程や責任者を定める等、集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。	町内会において盗難・紛失等のないように適切に管理する必要があります。例としては、紙は鍵のかかる引き出しに保管する、データはセキュリティ対策ソフトの導入やパスワードによるロックなどがあります。 また、名簿の配付先の会員に対して、盗難や紛失に気をつけ、絶対に転売しないよう注意を呼びかけることも重要です。
≪内容の正確性の確保等≫ 名簿の内容を正確・最新に保ち、利用する必要がなくなった内容は、遅滞なく適切に消去する。	名簿の内容は定期的に確認・更新し、古い名簿等は、データを削除、回収してシュレッダーにかける等、適切に廃棄する必要があります。

【個人情報を第三者に提供するときのルール】

ルール	会員名簿を作成し、会員に配付する場合
≪【原則】本人の同意の取得≫ 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。 ただし、例えば以下のような場合は、同意を得なくても提供できる。 （1）　法令に基づく場合 （2）　人の生命、財産を守る場合 （3）　委託先に提供する場合	「名簿に掲載される会員に対して配付するため」と伝えた上で任意で個人情報を提出してもらえば、同意を得たこととなります。 また、以下の場合は、同意を得なくても、会員以外に名簿を提供できます。 （1）　警察からの照会 （2）　災害発生時の安否確認 （3）　会員名簿の印刷を業者に委託する場合で、印刷業者に名簿を提供する場合
≪提供に関する記録義務≫ 名簿や名簿に含まれる個人情報を第三者に提供したときは、提供先などを記録し、一定期間保管する。	名簿には配付先の会員名等が記載されているため、名簿そのものを一定期間保管する必要があります。
≪委託先の監督≫ 個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。	名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要があります。 委託先への確認方法の例としては、 情報の持ち出しや委託された業務以外での利用禁止、情報の返却・破棄等の事項を記載した書面を渡すなどがあります。

詳しくは、「自治会・同窓会等向け会員名簿を作るときの注意事項」（個人情報保護委員会作成）をご覧ください。

【問い合わせ先】
個人情報保護法相談ダイヤル
TEL：03－6457－9849

6　集会所の管理（消防法等関係）

　集会所の管理について、消防法等により届け出が必要となるものがあります。
必要となる届け出は、集会所の規模や用途により異なります。

〇必要となる場合がある届け出（参考）

（1）　防火管理者選任（解任）の届け出
（2）　消防計画作成（変更）の届け出
（3）　消防訓練実施計画（結果報告）の届け出
（4）　消防設備点検結果報告　など

【問い合わせ先】
　　消防本部　予防課　予防係
　　TEL：079－427－6532

7　自主防災組織の運営

　災害時には、自らの命を自らで守る自助、公的機関の支援である公助に加え、近隣住民で助け合う共助も非常に重要です。
　日頃から、もしものときに備え、地域防災力の向上のため、地域住民が連携し、防災訓練や防災資機材の整備などを行うのが自主防災組織です。
　自主防災組織の活動は具体的に以下のようなものがあり、地域の被災を最小限に抑えられるよう、行政からも組織の運営をお願いしています。
　また、各町内会にお渡ししている戸別受信機の設置及び管理についても、ご協力いただいています。

〇平常時

防災知識の普及／防災訓練の実施／防災資機材の整備　など

〇災害時

負傷者の救出・救護／初期消火活動／地域住民の安否確認・避難誘導　など

【問い合わせ先】
　　防災対策課　地域防災係
　　TEL：079－427－9717

8　市からの委託・依頼業務等

【委託業務】

名　称	内　　容	担当課
行政事務委託	広報紙等の町内会員・自治会員への配付・回覧に関すること、各種委員の推薦や、地域の福祉増進をはかるための調査等に関すること、地域の絆づくりの核となる人材育成を目的とした単位町内会長研修会に関すること等について、市から加古川市町内会連合会に委託し、加古川市町内会連合会から町内会に協力金を配付しています。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
公園維持管理委託	地域の都市公園を地元が守り育てるため、管理（公園清掃除草作業、簡易な剪定、利用者のマナー指導）を委託しています。	公園緑地課 管理係 TEL：079-427-9271 加古川市ホームページ

★町内会・自治会経由で配付・回覧している文書は、毎月市ホームページに電子ファイルでも掲載しています。

（ホーム＞くらし＞町内会・自治会（地域コミュニティ）
＞町内会員・自治会員への回覧・配付文書一覧）

加古川市では、行政事務委託契約に基づき、加古川市町内会連合会へ各種行政委員の推薦等を依頼しています。
主な委員については、以下のようなものがあります。

【各種委員の推薦】

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
人権擁護委員	人権文化センター　総務・研修係 （TEL：079-451-5030）	法務省ホームページ
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：地区連合会長 推薦人数：各町から１～３名	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 国民の基本的人権を守り、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、人権相談や人権啓発活動などを行っています。 ＜必要性＞ 法務大臣から委嘱を受ける民間のボランティアで、国の制度です。様々な人権問題に理解があり、地域の実情に通じ、熱意を持って活発な活動が期待できる方を地域から推薦いただいています。	
③任期	３年（開始日と終了日は、委員ごとに異なります） 次回改選　　：委員ごとに異なります 推薦依頼時期：任期開始日の約９か月前	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・人権相談を受ける。 ・依頼があれば、幼稚園・小学校等での人権教室の講師を行う。 ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・会議　　年２回（６月、10 月）　およそ各2時間 ・研修会　年２回（８月、12 月）　およそ各2時間 ・街頭啓発 年２回（８月、12 月）　各 30 分 ※加古川市部会（事務局：人権文化センター）の活動。 このほか、法務局での人権相談、会議・研修会への参加等、法務局や人権擁護委員協議会での活動があります。 ＜報酬＞ なし	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
人権啓発推進員	人権文化センター　教育・啓発係 TEL：079-427-9356	加古川市ホームページ
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：町内会長･自治会長 推薦人数：各町内会･自治会から１名 （500世帯を超えるごとに１名追加できる（追加しなくともよい））	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 市民に対する人権啓発の推進を図るため、市の条例（「加古川市人権啓発推進員設置に関する条例」）にもとづき、人権啓発の推進に熱意を持って活動できる方を町内会長･自治会長の推薦により委嘱しています。 ＜必要性＞ 地域住民の人権意識の向上や、町内懇談会等の人権学習を行う際の中心的存在として、地域で人権啓発を推進するための重要な役割を担っています。	
③任期	２年（令和７年４月１日　～　令和９年３月31日） 次回改選　　：令和９年度 推薦依頼時期：改選前年度の２月（次回令和９年２月） 任期確認時期：毎年２月（次回令和9年２月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ･校区同協活動推進の中心となり、研修会の企画運営にあたります。 （校区によって活動内容は異なります） ･町内懇談会（人権学習）の開催　年1回（９月～12月）１時間程度 ＜市が招集する会議等の回数･所要時間＞ ･研修会　　年３回（8･10･12月）およそ各２時間 ･総会（兼研修会）年１回（５月）　　およそ２時間 ＜報酬＞ 年額　35,000円	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
国勢調査　調査員	総務課　文書統計係 （TEL：079-427-9137）	－
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：町内会長・自治会長 推薦人数：各町内会・自治会から１名	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5 年ごとに行われます。調査結果は、衆議院の小選挙区の改定や地方交付税の交付額の配分の基準になるなど非常に重要な統計調査です。加古川市では、約 1,000 名の調査員の方のご協力により、国勢調査を実施しています。 ＜必要性＞ 円滑な調査の実施及び正確な統計を作成するためには、地域の実情に精通した者が適任であると考えられることから、町内会長・自治会長に国勢調査員の推薦を依頼しています。 なお、世帯が多い地域（町内会・自治会）では、2名以上の推薦も可能としています。（前回（令和7年度）は約 500 名の推薦をいただきました。）	
③任期	3 か月（令和 12 年 8 月中旬～令和12年 11 月中旬） 次回改選　　：令和12年度　※5 年に一度 推薦依頼時期：改選年度の 5 月（次回令和12年 5 月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ 調査書類の配布など、国勢調査の中心的役割を担います。 ・説明会への出席（8 月下旬～9月上旬） ・調査区域の確認、「調査区要図」の作成（9月中旬） ・調査票等の配布（9月中旬） ・調査票の回収（10 月上旬） ・未提出世帯からの回収、調査書類の整理（10 月中旬） ・市への調査票等の提出（10 月下旬） ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・説明会への出席（8 月下旬～9月上旬、1 回、1 時間半程度、市役所開催） ・市への調査票等の提出（10 月下旬～11 月上旬、1 回、30 分程度、市役所開催） ＜報酬＞（令和7年度の例） ・4～5万円程度（1調査区担当の場合） ・8～9万円程度（2調査区担当の場合） ※担当調査区数や世帯数によって、増減があります。	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
民生委員・児童委員	地域福祉課　福祉政策係 （TEL：079-427-9205）	加古川市ホームページ
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：町内会長・自治会長 推薦人数：1～8名（市内全域定数計 411 名。※厚生労働省の基準では、170 世帯～360 世帯につき民生委員1名を置くことになっています。）	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務めます。なお、退任後も含め、守秘義務が課せられます。 ＜必要性＞ 民生委員法に基づき、区域に民生委員を置くこととなっています。高齢者等実態調査や訪問等、地域の見守り役として、地域福祉の充実のために必要な存在です。また、児童福祉法に基づいて、民生委員であると同時に児童委員も兼ねており、地域のこどもたちが元気に、安心して暮らせるように見守り、育児や妊娠中の相談なども行います。	
③任期	3年（令和7年 12 月1日 ～ 令和 10 年 11 月 30 日） 次回改選　：令和 10 年度 推薦依頼時期：改選年度の6月～8月（次回令和 10 年6月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ 民生児童委員協議会によって異なりますが、高齢者サロン、いきいき百歳体操等の地域活動に参加することで、地域住民の方と顔を合わせながら、安否確認や信頼関係を築きます。 ・ゆうあい年賀訪問　年1回（1月） ・地域の見守り（高齢者、障がい者、生活困窮者、児童等）、各民生児童委員協議会独自の取組 ・主任児童委員と連携を取りながら、児童福祉に携わる ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・定例会　月1回（第3週のいずれかの曜日）　約1時間 ・研修会　概ね年2～3回（各地区によって異なります。） ・高齢者等実態調査　年1回（7月～11月） ※市内在住の 70 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、緊急時の迅速な援護を可能とするため、市からの依頼に基づき、訪問による調査を行います。一人暮らしでなくても、高齢者の方がお住まいで、なおかつ見守りが必要な世帯である場合は、調査の対象になることがあります。	

	（民生委員・児童委員が訪問する対象となる世帯数は、各区域によって異なります。） ＜報酬＞ なし　※必要な交通費・通信費・研修参加費等の活動費は、年額52,000 円を 3 回に分けて支給。活動保険への加入もあります。 ＜任期途中の民生委員・児童委員の交代等について＞ 民生委員・児童委員の委嘱については、4 月 1 日、8 月 1 日、12 月 1 日の年 3 回実施しています。その際ご提出いただく推薦書については、市の推せん会での協議、県・国への進達に時間がかかるため、それぞれの委嘱日の 2 か月前までのご提出が必要です。また、民生委員・児童委員が任期途中で退任される場合は、辞任届の提出が必要です。推薦書や辞任届が必要な場合は、ご連絡ください。※3年に1度の一斉改選時の推薦書については、提出時期等が異なります。その際は、別途ご案内いたします。

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
主任児童委員	地域福祉課　福祉政策係 （TEL：079-427-9205）	加古川市ホームページ
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：地区連合会長 推薦人数：各地区連合会から1～2 名(定数 22 名) ※区域によって異なります。	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 厚生労働大臣からの委嘱を受け、特に児童に関する活動に従事し区域担当の民生委員・児童委員の活動を補助します。 また、学校と区域担当の民生委員・児童委員との連絡調整を行います。 なお、退任後も含め、守秘義務が課せられます。 ＜必要性＞ 児童福祉法に基づき、区域に主任児童委員を置くこととなっています。 また、児童福祉分野の牽引役、学校園と地域のつなぎ役として、地域の児童福祉の促進のために必要な存在です。	
③任期	3年（令和7年 12 月1日～令和 10 年 11 月 30 日） 次回改選　：令和 10 年度 推薦依頼時期：改選年度の6月～8月（次回令和 10 年6月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・子育てひろば　月1～2回(通年ですが、開催曜日や開催しない月等については、各地区によって異なります。)　約1時間 ※子育てひろばは、主に未就学児とその保護者を対象とした集まりの場です。主任児童委員を中心とした工作教室や遊びなど、様々な催しを実施しています。 ・児童の見守り、学校園との懇談、各民生児童委員協議会独自の取組 ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・定例会　月1回(第3週のいずれかの曜日)　約1時間 ・主任児童委員会　2か月に1回(第2水曜日)　約1時間 ・研修会　概ね年2～3回(各地区によって異なります。) ＜報酬＞ なし※必要な交通費・通信費・研修参加費等の活動費は、年額52,000 円を 3 回に分けて支給。活動保険への加入もあります。 ＜任期途中の主任児童委員の交代等について＞ 主任児童委員の委嘱については、4 月 1 日、8 月 1 日、12 月 1 日の年 3 回実施しています。その際ご提出いただく推薦書については、市の推せん会で	

	の協議、県・国への進達に時間がかかるため、それぞれの委嘱日の 2 か月前までのご提出が必要です。また、主任児童委員が任期途中で退任される場合は、辞任届の提出が必要です。推薦書や辞任届が必要な場合は、ご連絡ください。 ※3年に1度の一斉改選時の推薦書については、提出時期等が異なります。その際は、別途ご案内いたします。

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
社会教育推進員	社会教育課　地域教育係 （TEL：079-427-9704） ※福祉教育推進員については、加古川市社会福祉協議会	－
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：町内会長・自治会長 推薦人数：原則として各町内会・自治会から１名 ただし、550～1,099 世帯は2名、1,100～1,649 世帯は3名、1,650～2,199 世帯は4名、2,200 世帯以上は5名 ※福祉教育推進員を兼ねます。	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 地域や家庭以外の広く社会において行われる社会教育を推進することで、活動を通じた学習者の繋がりや、地域の活性化を図ります。 ＜必要性＞ 地域の人々に対し、学習の機会や必要な情報提供等を行うこと等を通じて、地域の人々の繋がりを生み、地域の活性化を行います。	
③任期	２年（令和７年４月１日　～　令和９年３月 31 日） 次回改選　　：令和９年度 推薦依頼時期：改選前年度の１月（次回令和９年１月） 任期確認時期：毎年１月（次回令和 10 年１月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ 各町内会・自治会で、地区の祭りや世代間交流事業等の中心的役割を担います。 （活動例） 夏祭り、世代間交流運動会、町内の餅つき、とんど焼き、防災訓練、人権学習等 ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ （↓福祉教育推進員と同時開催です。） ・全市研修会　年1回（6月頃）　およそ2時間 ・公民館エリア別研修会　年1回　およそ2時間 ※以下の研修については、各公民館エリア・各小学校区の代表者1名のみの参加 ・公民館エリア別研修会　年２回（４月・12 月）　およそ各２時間 ・小学校区代表者会　年１回（２月）　およそ２時間 ＜報酬＞ 年 32,000 円	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
福祉教育推進員	加古川市社会福祉協議会 （TEL：079-424-4318）	－
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先：町内会長・自治会長 推薦人数：原則として各町内会・自治会から1名 ただし、550～1,099 世帯は2名、1,100～1,649 世帯は3名、1,650～2,199 世帯は4名、2,200 世帯以上は5名 ※社会教育推進員を兼ねます。	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 地域や家庭における福祉教育の浸透を図り、福祉のまちづくりを推進します。 ＜必要性＞ 近年、複雑多様化する地域生活課題に対して、だれもが自分事としてとらえ住民が一体となり解決に取り組める地域づくりが求められています。	
③任期	2年（令和 7 年4月1日～令和 9 年3月 31 日） 次回改選　　：令和 9 年度 推薦依頼時期：改選前年度の 1 月（次回令和 9 年 1 月） 任期確認時期：毎年 1 月（次回令和 10 年 1 月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・住民同士のささえあいの大切さに関する啓発 ・災害や緊急時に備えての地域のつながりづくり（防災研修、防犯のつどい、世代間交流イベント） ・町内会が取り組む福祉活動への協力（高齢者、こどもの見守り、いきいきサロンの運営補助など） ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・全市研修会　　年1回（6月頃）　およそ各2時間 ・公民館エリア別研修会　年1回　　およそ各2時間 ※以下の研修については、各公民館エリア・各小学校区の代表者1名のみの参加 ・公民館エリア代表者会　年 2 回（4 月・12 月）　およそ各 2 時間 ・小学校区代表者会　　年 1 回（2 月）　　およそ2時間 ＜報酬＞ なし　※別途助成金があります。	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
少年補導委員	教育支援課　少年愛護係 （TEL：079-423-3848）	加古川市ホームページ
【委員の概要（活動内容・回数等）】		
①推薦依頼内容	依頼先　：地区連合会長を通して各町内会長・自治会長へ 推薦人数：各地区の実状に応じた人数（令和7年度市定数 150 名） ※地区によって異なります。	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ ・少年非行の未然防止のため ・地域の少年の状況をよく知るため ・少年と接する機会を多く持つとともに、少年を取り巻く有害な環境を広く深く把握するため ・学校園、町内会・自治会、各種関係団体等と連携を取るため ＜必要性＞　～地域のこどもは、地域で守り育てよう～ 地域の少年非行防止・健全育成のリーダーとして、地域住民が少年問題に関心を高めるように努め、次代を担う少年を温かく見守り、育んでいく活動を行う必要があります。	
③任期	2年（令和8年4月1日　～　令和 10 年3月31日） 次回改選　　：令和 10 年度 任期確認時期：改選前年度の9月（次回令和9年9月） 推薦依頼時期：改選前年度の11月（次回令和 9 年11月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・地区内を巡回し、気になる少年を見かけたら、「声掛け」「注意」「助言」を行います。 ・巡回コースにある各機関・団体等に立ち寄り、情報交換を行います。 ・地区内の少年のたまり場や非行グループ等の把握に努めます。 ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・総会　年１回（4 月）　およそ2時間 ・研修会　年２回（6・10 月）　およそ各2時間 ・理事会　毎月１回（各地区代表理事１名）　およそ１時間（6・8・10・12 月を除く） ・合同補導　毎月１回（各地区代表理事１名）　およそ１時間 ＜報酬＞ 補導委員の活動１回 1,100 円（年 50 回上限） 支払方法　口座振替（年間でまとめて振り込み） 支払月　令和8年度分：令和9年4月（予定） 令和9年度分：令和 10 年4月（予定）	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
選挙啓発推進員	選挙管理委員会事務局　選挙係 TEL：079-427-9359	－
【委員の概要（活動内容・回数等）】		
①推薦依頼内容	依頼先　：町内会長・自治会長 推薦人数：各町内会・自治会から1名	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ ・投票率の向上 ・住民による投票総参加を呼びかける運動の実施 ＜必要性＞ 選挙時において、選挙管理委員会が行う投票日周知を重点とした各種啓発事業に加え、地域の身近な方々による草の根運動として投票総参加を呼び掛ける運動が求められています。	
③任期	1年（令和8年4月1日～令和9年3月31日） 次回改選：令和9年度 推薦依頼時期：毎年2月頃（次回令和9年2月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・身近な人々への投票の呼びかけをする。 ・町内放送による投票の呼びかけをする。 ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ 研修会　年1回（1～2月頃）およそ2時間 ＜報酬＞ なし	

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
投票立会人	選挙管理委員会事務局　庶務係 TEL：079-427-9358	－
【委員の概要（活動内容・回数等）】		
①推薦依頼内容	依頼先　：町内会長・自治会長 推薦人数：投票所毎に通日2名	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ 各投票所において、投票が公正に行われるよう公益代表として確認します。 ＜必要性＞ 公職選挙法第38条に2名以上の投票立会人の配置が定められており、各投票所で選挙が有効に成立するためには欠かせません。	
③任期	投票日当日のみ 推薦依頼時期：選挙期日の 1～2 ケ月程度前	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・（投票日当日の）投票手続きに立会いします。 ・投票管理者から投票の拒否等について意見を求められた際、意見を述べます。 ・投票箱の送致に立会いします。 ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ 投票日当日のみ（事前の会議等はなし） ＜報酬＞ 日額 14,000 円　半日の場合は 7,000 円	

【同意・立会い・承諾】

名　称	内　　容	担当課
市有地払下げ等に係る同意	市有地を個人や法人に払下げや交換する際の同意について依頼しています。	管財課 TEL：079-427-9151
集団回収活動実施時のごみステーション利用の承諾	集団回収活動実施団体が、ごみステーションを利用して回収を実施することについて、ステーション管理者の承諾を依頼しています。	環境政策課 循環型社会推進係 TEL：079-426-5440
官民有地境界協定時の確認・同意	民有地と道路等の境界申請線について、地域を代表して立会確認し、道路利用上の問題がなければ同意の押印をお願いしています。	土木総務課 調査係 TEL：079-427-3064
工事等に係る 同意・立会い	工事・測量等の同意・立会いについて依頼しています。	道路建設課 TEL：079-427-9244 治水対策課 TEL：079-427-9248 市街地整備課 TEL：079-427-9209 など各事業担当課
選挙に係る公営ポスター掲示場設置の承諾	集会所等に公営ポスター掲示場を設置する承諾を関係町内会長に依頼しています。	選挙管理委員会事務局 庶務係 TEL：079-427-9358
集会所の建て替えや取り壊し	市有地に建てられている集会所の建て替えや取り壊しをする際は、市有地賃貸借契約の変更等の手続きをお願いしています。	管財課 TEL：079-427-9151

【要望等のとりまとめ】

主な町内会・自治会からの申請書や要望書等の様式データは
加古川市ホームページにまとめていますのでご確認ください。
（ホーム＞くらし＞町内会・自治会（地域コミュニティ）＞町内会・自治会からの申請書・要望書など）

名　称	内　　容	担当課
防犯灯設置の要望	防犯灯の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL：079-427-9242
横断歩道の設置など交通規制に関する要望	加古川警察署へ提出する横断歩道の設置など交通規制の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	土木総務課 施設管理係 TEL：079-427-9242
公園緑地業務に係る要望	公園緑地課が管理する都市公園や緑地の草刈、剪定等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	公園緑地課 維持補修係 TEL：079-427-9273
道路保全業務に係る要望	道路沿いの側溝清掃、草刈り等の簡易的な作業についての協力と道路、橋梁、付属施設等の補修に関する要望の取りまとめを依頼しています。 ※側溝清掃・草刈りについて、地元町内会等で維持管理が困難である場合は、ご相談ください。	道路保全課 TEL：079-427-9241
道路反射鏡（カーブミラー）・電柱幕設置の要望	道路反射鏡（カーブミラー）等の設置に関し、地域を代表して要望することを依頼しています。併せて設置地先周辺の方の同意のとりまとめをお願いしています。	道路保全課 TEL：079-427-9197
市道の新設及び拡幅に係る要望	狭あい道路の拡幅や交差点の隅切り拡幅など、用地買収等を伴う市道拡幅に関する要望の取りまとめを依頼しています。	道路建設課 道路係 TEL：079-427-9244
治水対策業務に係る要望	水路等の改修工事、浚渫等の要望について、地域を代表して要望することを依頼しています。	治水対策課 TEL：079-427-9248
新設消火栓及び防火水槽整備事業	消火栓及び防火水槽の計画的な整備（新設・取替・撤去等）に関して町内会の理解と協力をお願いしています。	消防本部 警防課　調査計画係 TEL：079-427-6538

【その他市の業務に関すること】

名　称	内　　容	担当課
防災士育成事業補助金に係る推薦	地域防災力の向上を図るため、「防災士」の資格取得に要した経費について補助を行っています。 自主防災組織や社会福祉施設等において防災活動を推進することを要件としているため、地域において申請者がある場合は、町内会長に推薦をお願いしています。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717
避難行動要支援者支援制度の推進	災害に備え、地域での支え合いを進めるため、避難に支援が必要な方のうち、情報提供に同意された方の名簿を町内会長へお渡ししています。名簿をもとに、本人や支援者と災害時の避難方法などについて検討をお願いしています。また、支援内容を具体的にまとめる「個別避難計画」の作成にあたり、避難経路の確認や支援者の選定などについて、助言や協力をお願いしています。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717 地域福祉課 福祉政策係 TEL：079-427-9205
日赤活動資金募集における協力	赤十字会員増強運動月間（5月）において、赤十字の活動資金にご協力をお願いしています。	地域福祉課 福祉政策係 TEL：079-427-9205
認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク	家族の同意のもと、近隣の町内会長に認知症の方の事前登録情報を提供し、身近な地域での日頃からの見守りや、所在不明になった場合に可能な範囲での捜索を依頼しています。	高齢者支援課 健やか長寿係 TEL：079-427-9174 加古川市ホームページ
加古川ツーデーマーチにおける協力	コース沿いの町内会に対して湯茶サービスの提供、施設の借用等を依頼しています。	スポーツ・文化課 スポーツ推進係 TEL：079-427-9180
住宅用火災警報器取付支援事業	消防職員が住宅用火災警報器の取付けをお手伝いします。取付けに関して町内会員への周知をお願いしています。 ※住宅用火災警報器はご自身で準備いただくか、加古川市保安防火協会による販売をご利用下さい。 【対象】65 歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方がお住まいの世帯	消防本部 予防課　予防係 TEL：079-427-6532 加古川市ホームページ

※全市的に共通する事項を挙げていますので、上記の他にも、その地域を限定した委託事業や依頼事項などがあります。内容等の詳細は、担当課へお問合せください。

9 保健衛生協議会に関すること

〇加古川市保健衛生協議会とは

加古川市内地域住民自らの手による公衆衛生事業を通じ、健康水準の向上を促進し、保健衛生の推進を図り、もって公害のない住みよい加古川市の建設に資することを目的に、町内会を会員として組織されています。

【依頼業務】

名　称	担当課	市 HP 等参考掲載
保健衛生推進委員 ※保健衛生協議会が委嘱しています。	加古川市保健衛生協議会 事務局：環境保全課　環境衛生係 TEL：079-427-9199	－
委員の概要		
①推薦依頼内容	依頼先　：　町内会長・自治会長 推薦人数 ：　各町内会・自治会から 200世帯あたり１名	
②委員の目的及び必要性	＜目的＞ ・地域内における保健衛生思想の普及向上を促進すること。 ・地域内の環境衛生活動を行うこと。 ・加古川市保健衛生協議会の活動を推進すること。 ＜必要性＞ 地域のごみ分別の啓発及び指導や、ごみ集積場の環境保持を行うなど衛生環境の向上を目指すために、重要な役割を果たしています。 また、環境衛生活動の地域のリーダーとしても不可欠な存在です。	
③任期	２年（令和8年４月１日　～　令和 10 年３月 31 日） 次回改選　　：令和 10 年度 推薦依頼時期 ：改選前年度の３月（次回令和 10 年３月） 任期確認時期 ：偶数年度３月（次回令和９年３月）	
④活動概要	＜地域での活動例＞ ・地区推進委員研修会への参加 　各支部において企画し開催する研修会への参加 ・ごみ分別指導等業務事業実施 　①ごみ分別収集の周知に関すること 　②町内会が使用しているごみ集積場の環境保持に関すること ＜市が招集する会議等の回数・所要時間＞ ・代表推進委員会　2年に1回（改選年度のみ） ※代表推進委員は各地区の推進委員の内から1名、地区常任理事（支部長）が推薦する ＜報酬＞ なし	

名　称	内　　容	担当課
ごみ分別指導業務委託	地域のごみステーションにおける、ごみ分別指導及び環境保持業務について、市が保健衛生協議会に委託しています。	環境第１課　業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561

10　町内会等への活動支援について

【市等が実施している補助制度等】※オンライン申請対応分は、各ホームページに掲載しています。

名　称	内　　容	担当課
自主防災組織補助金交付制度	地域防災力向上のため、自主防災組織における資機材の購入・修繕や防災訓練・講習会などの防災活動に係る経費について補助を行っています。ただし、補助には一定の条件があります。	防災対策課 地域防災係 TEL：079-427-9717 加古川市ホームページ
ふれあい交流事業補助制度	町内会等の地域の団体が人権啓発の推進を図るために実施する、こどもから高齢者まで多くの世代が参加でき、人権について考える機会となるとともに地域交流が促進される事業に補助を行います。 （申請は小学校区単位：上限 10 万円　合同実施可）	人権文化センター 教育・啓発係 TEL：079-427-9356
協働のまちづくり推進事業補助金制度 【地域協働型】	町内会等が他の地域団体や市民活動団体などと協働で実施する社会一般の利益を目的とするまちづくり活動にかかる経費の一部を補助します。（上限：30 万円） 募集時期については広報などでお知らせします。	市民活動推進課 市民協働係 TEL：079-427-9764 加古川市ホームページ
自治集会所整備事業補助制度	集会所を新築、増改築、改造など整備する際、または施設買収や用地買収をする際に事業費の30％を補助します。但し、補助額の上限や補助要件など詳細な規定があります。 ※市有地に建てられている場合の建て替えや取り壊しをする際は、市有地賃貸借契約の変更等の手続きをお願いしています。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195 加古川市ホームページ

名　称	内　　容	担当課
掲示板設置補助金制度	町内会・自治会が、町内会員相互の連絡や行政機関等の広報伝達のための掲示板を新設または改修される場合において、その経費が１万円以上のときは、経費の一部を補助します。 （上限 新設：5 万円 改修：2 万円）	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195 加古川市ホームページ
町内会・自治会アドバイザー派遣制度	町内会・自治会でのお困りごとなど、その運営や地域課題の解決に向けてアドバイスを行うアドバイザーを派遣します。 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195 加古川市ホームページ
町内会・自治会のための法律相談	町内会運営に関係する課題について、法的な見方・考え方など、専門家（弁護士）に相談できます。 開催月：6 月、7 月、9 月、11 月、1 月 原則第 3 木曜日の午後 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195 加古川市ホームページ
町内会・自治会のための会計相談	町内会の運営に関係する会計的な課題・疑問など、町内会会計処理上のお悩みごとを専門家（税理士）に相談できます。 開催月：6月、7月、9月、12 月、2月 原則第 4 木曜日の午後 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195 加古川市ホームページ
地域見守り防犯カメラ設置事業補助制度	町内会等の地域団体が地域の安全安心のまちづくりのため防犯カメラを新設または更新（買い替え）する際、経費の一部を補助します。募集時期や補助要件等については詳細が決まり次第お知らせします。	生活安全課 防犯安全係 TEL：079-427-9760

名　称	内　　容	担当課
防犯・交通安全のぼり旗の配付	申請により、防犯や交通安全ののぼり旗や、のぼり旗を立てるためのポールを配付します。配付できるのぼり旗の種類は、申請時の在庫状況によって異なります。なお、在庫に限りがありますので、1 回の申請につきのぼり旗は 10 枚以内、ポールは 10 本以内でお願いします。	生活安全課 防犯安全係 TEL:079-427-9760
地域のまつり等支援事業	各地域の自主性・独自性を活かし、地域住民の連帯意識の向上とふるさと意識の高揚を図ることを目的とした地域のまつり等に対して補助金を交付します。	産業振興課 観光振興係 TEL：079-424-2190
地域敬老事業補助制度	高齢者の長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地域団体が実施する敬老事業に補助を行っています。補助額については 70 歳以上の人数によって規定しています。	高齢者支援課 高齢者福祉係 TEL：079-421-2045 加古川市ホームページ
いきいき百歳体操 （介護予防地域活動支援事業）	高齢者の健康づくりのために、「いきいき百歳体操」を実施する団体に対し、体操に必要なDVDやバンド、重りを貸出しています（1 年継続後に団体へ譲渡）。また、新規開設時は体操を指導する職員を派遣します。 （参加者には 50 回でウェルピーポイントを 2,500 ポイント付与します。）	高齢者支援課 健やか長寿係 TEL：079-421-2044 加古川市ホームページ
資源物集団回収活動奨励金交付制度	新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や衣類について、集団回収を行う団体に、回収量 1 キログラムあたり 7 円の奨励金を交付します。	環境政策課 循環型社会推進係 TEL：079-426-5440 加古川市ホームページ
世代間交流学習会事業補助金	町内会等または小学校区において、指定する全ての実施目的を満たす事業に対して補助します。 補助限度額は、小学校区が8万円、単位町内会が1万円です。 ※詳細は担当課までお問い合わせください。	社会教育課 地域教育係 TEL：079-427-9704 加古川市ホームページ

名　称	内　　容	担当課
ごみステーション整備事業補助制度	ごみステーションの整備について、事業費を補助します。ゴミステーションを統合する場合は事業費の2分の1（上限：28万円）、ごみステーションの新設、囲い等を設置する場合は事業費の3分の1（上限：14 万円）、ネットなどの消耗品の購入は購入費の3分の1（上限：5万円）です。	環境第１課　業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561 加古川市ホームページ
地域の一斉清掃活動に対する物品の支給・貸与	地域の一斉清掃活動に対して物品を支給・貸与しています。申請書と結果報告書の提出が必要です。 支給：1 回につき 45 リットルのゴミ袋 10 袋まで 貸与：火ばさみ	環境第１課　業務係 野口町水足 環境美化センター TEL：079-426-1561 加古川市ホームページ

【兵庫県等が実施している補助制度】

名　称	内　　容	担 当
ひょうご安全の日推進事業（助成事業）	実践的な防災訓練、防災学習や避難行動要支援者の個別支援計画の策定等に対し助成します。 ※詳細は担当までお問い合わせください。	兵庫県 危機管理部 防災支援課 TEL：078-362-9984
東播磨地域づくり活動応援事業	地域団体が、地域社会の共同利益の実現に向けて主体的に取り組む活動（地域づくり活動）に対し、経費の一部を補助します。	兵庫県 東播磨県民局 県民躍動室県民課 TEL：079-421-9290
「ひょうご子ども・若者応援団」一般助成事業	青少年の健全育成を目的に活動されている団体・グループ等がその目的を達成するために実施される自然体験・キャンプ・ハイキング・地域交流・青少年リーダーの養成などの事業（イベント）費に対して助成します。 上期：4 月～9 月実施事業　募集 1 月頃 下期：10 月～3 月実施事業　募集 7 月頃 ※詳細は担当までお問い合わせください。	公益財団法人 兵庫県青少年本部 「ひょうご子ども・若者応援団」担当 TEL：078-891-7410

【加古川市社会福祉協議会が実施している補助制度】

名　称	内　　容	担 当
地域づくり応援助成事業	市内で福祉活動を目的としたボランティア活動を行う団体、市民活動団体、NPO法人（社協から他の助成を受けている場合は対象外） ＜助成額＞　1グループ・団体あたり2万円が上限の全団体一律同額 ＜申請条件＞ ・令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間で12日以上の活動があること ・2万円（税込み）以上の対象経費の支出があること ・活動の拠点及び活動地域が市内であること ・構成員が5人以上であること ・活動目的・内容がメンバー間に限定されず公益性があること（スポーツや文化的活動でサークルや同好会的な活動は対象外） ＜申請期間＞ 令和8年4月1日～5月29日 ※その他、詳細は要項をご確認ください。	加古川市 社会福祉協議会 TEL：079-424-4318
社協支部活動費助成	住民間の交流事業や地域課題の解決を図る活動等、住民の孤立を防ぎ、連帯を深める取り組みに対し、地区連合会に支部活動費を助成します。	
青少年健全育成費助成	地域における安全な環境づくりを含めた子供たちの健全育成活動に対し、地区連合会にその費用の一部を助成します。	

【(一財)自治総合センターが実施している助成事業　※令和8年度実施分は募集終了】

名　称	内　　容	担当課
コミュニティ助成事業	(一財)自治総合センターが住民の行うコミュニティ活動を推進し、その健全な育成を図るために実施している事業で以下のような事業を行っています。 ※助成の申請は、市から兵庫県を経由して自治総合センターへ提出します。 ※採択は抽選により決定されます。 ※次年度実施事業について、前年度に申請募集があります。	加古川市ホームページ
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に関する事業に対し助成されます。 (建築物、消耗品は対象外)	加古川市民センター TEL：079-423-4777
コミュニティセンター助成事業	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設整備に関する事業に対し、助成されます。 (土地取得、既存施設の購入、外構は対象外)	市民活動推進課 地域コミュニティ係 TEL：079-427-9195
青少年健全育成助成事業	青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業(スポーツ・レクリエーション活動に関する事業、文化・学習活動に関する事業、その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業)に対し助成されます。	社会教育課 家庭教育係 TEL：079-427-9056
環境保全促進助成事業	(一財)自治総合センターがコミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るために実施しており、それらを目的とするソフト事業(各種イベント、交流会・発表会及び指導者育成研修会等)に対し助成されます。	環境政策課 環境政策係 TEL：079-427-9769

※各事業については募集期間が短いためご注意下さい。令和9年度の募集案内があり次第、市ホームページに掲載します。(募集時期：例年 9 月上旬頃。)

※市から申請した事業に対する助成の採否は(一財)自治総合センターが決定しますので、必ずしも採択されるわけではありません。

11　地域の課題調整について

身近な地域の要望や課題については、町内会が意見を調整して取りまとめ、行政と協議しています。その窓口として、各市民センターの地域担当職員が関係部署と調整を行っています。

名　称	内　　容	担当課
地域課題調整事業	軽易な各種工事等（道路・水路・河川・圃場等の補修）、また、カーブミラー設置・補修、電柱幕取付・取替え、防犯灯設置・補修・管理、ごみ収集等の環境関係等々諸々の相談、要望受付、同意書の提出依頼・現場確認、現地立会等の依頼をしています。	各市民センター

【市民センター　一覧】 ※全施設とも年末年始（12 月 29 日から１月３日）は休業

センター名	所在地	電話番号	業務時間	休業日
加古川	加古川町寺家町 173-1（ニッケパークタウン　１階）	423-4777	午前９時 ～ 午後７時 ※地域課題調整事業については、平日午前９時～午後５時４５分	毎月第２土曜日及び第３土曜日の翌日の日曜日、毎月第２・第４日曜日 機器整備による臨時休業日 ニッケパークタウンの臨時休業日
加古川北	神野町西条 1519-2	438-8000	午前８時３０分 ～ 午後５時１５分	土曜、日曜、祝日
野口	野口町野口 107-2	422-3484		
平岡	平岡町西谷 124-1	424-3483		
尾上	尾上町長田 419-1	422-3485		
別府	別府町宮田町 3-3	435-1091		
両荘	平荘町山角 725-2	428-2888		
加古川西	米田町平津 384-2	431-8080		
志方	志方町志方町 1758-3	452-2000		

12　地域における在住外国人への情報提供

地域に住む外国人の方に生活する上で必要な情報を知っていただけるよう、多言語に対応した情報を市ホームページに掲載しています。地域で案内が必要な場合にご活用ください。

（ホーム＞組織から探す＞市民協働部＞市民活動推進課＞国際交流センター）

＜主な掲載情報＞

・加古川市総合防災マップ

・ごみの分け方や出し方

・日本語を勉強したい時、困ったことがある時の問い合わせ先　等

【問い合わせ先】
市民活動推進課　多文化共生係
TEL：079－425－1166

13　その他　町内会・自治会への参考情報

（1）その他

収益事業を行う場合のほか、税に関する手続きが必要な場合があります。

（参考として、主に認可地縁団体に関することを掲載しています。）

加古川市ホームページ

14 資料編　市内主要公共機関等一覧表（R8.4.1 現在）

機関	名　　称	所　在　地	電話番号
市関係	加古川市役所	加古川町北在家2000	421-2000
	加古川市民センター	加古川町寺家町173-1 ニッケパークタウン1階	423-4777
	加古川北市民センター	神野町西条1519-2	438-8000
	野口市民センター	野口町野口107-2	422-3484
	平岡市民センター	平岡町西谷124-1	424-3483
	尾上市民センター	尾上町長田419-1	422-3485
	別府市民センター	別府町宮田町3-3	435-1091
	両荘市民センター	平荘町山角725-2	428-2888
	加古川西市民センター	米田町平津384-2	431-8080
	志方市民センター	志方町志方町1758-3	452-2000
	東加古川市民総合サービスプラザ	平岡町新在家615-1イオン加古川店2階	422-1930
	寺家町ふれあい会館	加古川町木村5-11	－
	神野くすのき会館	神野町神野691	438-2480
	新神野会館	新神野7丁目3-11	438-1443
	野口コミュニティ会館	野口町野口107-2	425-2244
	平岡会館	平岡町西谷139-1	421-5735
	尾上松風会館	尾上町長田419-1	420-0321
	別府町中島会館	別府町中島町17	437-0753
	平荘会館	平荘町山角83-1	428-0001
	上荘会館	上荘町見土呂287	428-2049
	東神吉会館	東神吉町神吉125	432-3481
	西神吉会館	西神吉町大国562-1	432-3487
	米田会館	米田町平津153-1	432-3488
	志方二ノ丸会館	志方町志方町1074-1	452-6566
	地域産業振興センター	志方町原685-1	452-0985
	しろやま農業研修センター	志方町東中200-5	452-3956
	農村環境改善センター	八幡町船町9-1	438-0041
	加古川市民交流ひろば	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	451-8002
	男女共同参画センター	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	424-7172
	人権文化センター	加古川町備後332-1	451-5030
	たんようウェルネスパーク(加古川ウェルネスパーク)	東神吉町天下原370	433-1100
	多木化学海洋文化センター(加古川海洋文化センター)	別府町港町16	441-0050
	加古川スポーツ交流館	別府町東町157-2	436-7400
	SHOWAグループ市民会館(加古川市民会館)	加古川町北在家2000	424-5381
	SHOWAグループ総合文化センター(加古川総合文化センター)	平岡町新在家1224-7	425-5300
	加古川観光案内所	加古川町溝之口503-2 JR加古川駅構内	456-0222
	東はりま夜間休日応急診療センター	東神吉町西井ノ口379-1	431-8051
	加古川歯科保健センター	米田町船頭5-1	431-6060
	みとろの丘(みとろフルーツパーク)	上荘町見土呂845-16	428-1113

機関	名　　称	所　在　地	電話番号
市関係	環境美化センター	野口町水足1452-1	426-1561
	尾上処理工場	尾上町養田1650	422-5560
	エコクリーンピアはりま	高砂市梅井6-1-1	448-5260
	資源化センター	平荘町上原210-1	428-3300
	リサイクルセンター	平荘町磐1146	428-2391
	いずみプラザ	平荘町上原230-1	428-3305
	総合福祉会館	加古川町寺家町177-12	424-4319
	知的障害者総合支援センター	山手1丁目11-10	438-8728
	つつじ園	東神吉町神吉1845-16	431-8021
	こども療育センター	志方町原604-1	452-2511
	加古川駅南子育てプラザ	加古川町篠原町21-8 加古川ヤマトヤシキ7階	454-4189
	東加古川子育てプラザ(かこてらす)	平岡町一色797-295	441-0500
	志方児童館	志方町志方町1758-3	452-0505
	加古川中央市民病院	加古川町本町439	451-5500
	加古川市上下水道局	野口町良野398-1	427-9319
	中西条浄水場	八幡町中西条739	438-1324
	加古川市消防本部	加古川町北在家2000	424-0119
	防災センター	加古川町友沢137-1	423-0119
	加古川市中央消防署	加古川町本町194	427-0119
	中央消防署北分署	新神野7丁目4-7	438-0119
	中央消防署西分署	東神吉町神吉917-2	432-0119
	中央消防署志方分署	志方町東飯坂239-1	452-0119
	中央消防署両荘分署	上荘町薬栗100-2	428-0119
	加古川市東消防署	平岡町一色797-317	430-0119
	東消防署南分署	別府町新野辺574-177	435-0119
	東消防署野口分署	野口町水足2020-25	454-0119
	東消防署稲美分署	加古郡稲美町国安1294-5	492-0119
	東消防署播磨分署	加古郡播磨町東本庄2-16-5	436-0119
	志方体育館	志方町志方町176	452-4478
	漕艇センター	上荘町井ノ口361-3	428-2277
	浜の宮市民プール	尾上町口里817	424-6635
	SHOWAグループ陸上競技場(加古川運動公園陸上競技場)	西神吉町鼎1050	433-2662
	SHOWAグループ総合体育館(総合体育館)	西神吉町鼎1010	432-3000
	１１７ いいな スポーツアリーナ(日岡山体育館)	神野町日岡苑25	426-8911
	少年自然の家	東神吉町天下原715-5	432-5177
	中央図書館	平岡町新在家1224-7	425-5200
	加古川図書館	加古川町篠原町21-8カピル21ビル6階	422-3471
	加古川公民館	加古川町寺家町12-4	423-3841
	加古川西公民館	米田町平津384-2	432-3467
	東加古川公民館(かこてらす)	平岡町一色797-295	437-7777
	両荘公民館	平荘町山角725-2	428-3133

機関	名　　称	所　在　地	電話番号
市関係	志方公民館	志方町志方町1758-3	452-0700
	加古川北公民館	神野町西条1519-2	438-7409
	野口公民館	野口町長砂49-5	426-9020
	氷丘公民館	加古川町大野931	424-3741
	平岡公民館	平岡町土山699-2	078-949-5210
	陵南公民館	野口町水足333-333	456-7110
	別府公民館	別府町宮田町3-3	441-1117
	尾上公民館	尾上町池田1804-1	423-2900
	少年愛護センター	野口町良野1748	423-3848
	教育相談センター	加古川町北在家2718	421-5484
県関係	兵庫県加古川総合庁舎	加古川町寺家町97-1	421-1101
	東播磨県民局、加古川土木事務所、加古川県税事務所、播磨東教育事務所、加古川農林水産振興事務所、加古川農業改良普及センター、加古川健康福祉事務所（保健所）、東播磨消費生活センター		
	兵庫県加古川警察署	平岡町新在家1224-13	427-0110
	加古川地区防犯協会	平岡町新在家1224-13	424-2360
	いなみ野学園	平岡町新在家902-3	424-3342
	加古川東高等学校	加古川町粟津232-2	424-2726
	加古川西高等学校	加古川町本町118	424-2400
	加古川北高等学校	野口町水足867-1	426-6511
	加古川南高等学校	加古川町友沢65-1	421-2373
	東播工業高等学校	東神吉町神吉1748-1	432-6861
	農業高等学校	平岡町新在家902-4	424-3341
国関係	神戸地方法務局加古川支局	野口町良野1749	424-3555
	加古川税務署	加古川町木村5-2	421-2951
その他	加古川市国際交流協会	加古川町篠原町21-8 カピル21ビル5階	425-1166
	加古川市ウェルネス協会	加古川町溝之口507 サンライズ加古川ビル5階	424-9395
	加古川観光協会	加古川町溝之口800 加古川プラザホテル1F	424-2170
	加古川総合保健センター	加古川町篠原町103-3	421-8181
	加古川市シルバー人材センター	加古川町河原453-15	421-1207
	兵庫県農業共済組合 東播磨事務所	加古川町北在家2000	424-1390
	兵庫大学	平岡町新在家2301	427-5111
	加古川商工会議所	加古川町溝之口800	424-3355
	BAN-BANネットワークス	加古川町粟津26-2	420-2527

その他の市の施設は、市ホームページにも掲載しています。
（ホーム＞市政情報＞市の施設）

町内会・自治会活動のお役立ち Q＆A

町内会長・自治会長からのご相談で多いものから、お役立ていただけるものを Q＆A にまとめました。今後の活動や町内会の中で話し合うヒントにしてください。

Q1　町内会・自治会（※）加入のメリットはなんですか？

※以下、この Q＆A では「町内会」と記載します。

わたしたちの生活は、一見すると町内会など地域の関わりがなくても成り立っているように思えるかもしれません。しかし、道路や公園、側溝、ごみステーションの管理や清掃がなければ生活環境は悪化し、おまつりや行事がなければ地域は味気ないものになってしまいます。こうした取り組みの多くは、町内会をはじめとする住民の皆さんの力によって支えられています。また、災害時には住民同士の助け合いが欠かせず、そのためには日ごろから顔を合わせてつながりを深めておくことが大切です。さらに、こどもの見守りや犯罪・事故の防止、回覧板や掲示板による地域情報の共有も、安心で安全な暮らしを守るうえで重要な役割を果たしています。

このように町内会活動は、わたしたちの身近な生活を支える大切なものです。活動を続けていくためには、皆さん一人ひとりの加入と協力、そして参加が何よりも大切です。

転入された方のほか、会員に活動写真を掲載した会報やチラシを作成し、積極的に広報することも効果的です。

Q2　町内会長を引き受けてくれる人がいないのですが、どうすればよいですか？

町内会長を引き受ける人がいない理由の一つとして、様々な役職を兼務するなど、町内会長の責任や負担が大きく難しいと感じている方が多いということが考えられます。このため、地域によっては、会長の仕事内容を見直し、副会長等の役員の人数を増やして会長の仕事を分散するなど、一人の方に仕事や責任が集中しないような運営を行っている事例があります。また、会長の業務内容や町内会の一年間の動きなどがマニュアル化されておらず、引継ぎがスムーズにいかないことも要因の一つと考えられますので、町内会長業務マニュアルなどの書類を作成しておくことも大事です。

Q3　若い人にも積極的に参加してもらう方法はありませんか？

「若い世代は地域活動に関心が薄い」と言われることがありますが、実際には『町内会がどんな活動をしているか知らないだけ』という場合も多く、まずは役割や必要性を分かりやすく伝えることが大切です。また、世代の違いから『会議が堅苦しく発言しにくい』『忙しくて参加しづらい』と感じる方もいます。そこで、気軽に意見を出し合える場を設けたり、子育て世代や働く世代が参加しやすい曜日や時間帯に工夫したりすることが有効です。さらに、PTA や子ども会をきっかけに若い世代だけで意見交換できる場をつくるなど、“気軽に参加できる雰囲気づくり”も大切です。

Q4　退会したいという人には、どのように働きかければよいですか？

高齢化や核家族化、共働きや単身世帯の増加、さらに経済的な事情などから、町内会等の活動への参加や会費の負担が難しく、脱会したいという人もあります。そうした声を聞いたときは、すぐに可否を決めるのではなく、その背景を尋ねてみましょう。行事や地域の付き合いが負担になっている場合は、活動の見直し（減らす・統合する）を検討することも必要です。会費の負担が大きい場合には、会費はできるだけ抑え、行事費を参加費や寄付金で賄うなどの工夫も考えられます。これまでどおりの活動にこだわるのではなく、現代のライフスタイルに合った町内会のあり方を、皆で話し合っていくことが大切です。まずは役員で話し合い、そのうえで退会を望む人と丁寧に話し合う場を持ちましょう。

Q5　町内会を退会した後に、ごみステーションの使用を禁止してよいですか？

町内会への非加入を理由に、ごみステーションに家庭ごみを出さないよう強制することはできず、出すことを禁止するのは加入の強制につながり違法性があるとの判例もあります。

一方、非加入者が利用する場合にも、維持管理費や清掃当番の負担等は必要であるとの判例もあるため、非加入者と話し合いをしてください。

Q6　役員を交代するのですが、どのような引継ぎが効果的でしょうか？

引継ぎは、誰もが参加しやすい町内会運営に向けて、組織を見直すよい機会です。活動の棚卸しを行い、会員の声をもとに役員の負担軽減や新たな取り組みを検討しましょう。年間行事予定や担当業務の資料に加え、注意点や反省点も引継ぐと効果的です。

◎主な引継ぎ内容の例

①引き継ぐ書類・用品の一覧表	次期役員は引継がれた内容を把握しやすくなります。
②1年間の業務内容とスケジュール	仕事量や準備の時期が分かりやすくなります。
③規約や名簿、役員体制など	いつでも確認できるように保管しておきましょう。役員同士が連携もとりやすくなります。
④各種団体や役所などとの関わり、連絡先	「どのような時にどのような連絡を取ったか」とあわせて引継げると親切です。
⑤（行事に関して）準備した物品・購入先、手順書、準備段階や設営状況の写し	毎年実施している行事の準備内容、実際の風景を残しておくことで、翌年以降の活動をスムーズに行うことができます。

Q7　会費を納めない人にはどう対応すればよいですか？

会費は地域で話し合って決めるもので、金額や集金方法は町内会ごとに異なります。転入者から「会費が高い」などの意見があった場合や、納めてもらえない場合は、使い道や内訳を丁寧に説明し、理解を得るよう努めましょう。会費の金額は定期的に話し合い、納得感を持っていただくことも大切です。また、アパートなど集合住宅にお住まいの方は管理者やオーナーに相談したり、経済的な事情で納められない場合は減免できるルールを設けることも効果的です。

Q8　町内会費の使い方について納得いかないとの意見があるが、どうすればよいですか？

町内会は住民自治の組織であるため、活動内容や会費の取り扱いは市が指導できません。しかし、会員から預かっているお金であることを踏まえ、さまざまな考えを持つ方への配慮は大切です。活動や会費の使い方に関する疑問や意見は、総会などで話し合い、みなさんが納得できる形で協議しましょう。

Q9　町内会費とともに各種募金等を含んだ額を集めてもよいですか？

町内会によっては、会費以外に各種募金や氏子会費を集めることがありますが、これらは任意であり強制力はありません。疑問や意見がある場合は、総会や役員会で集め方や扱い方を話し合いましょう。氏子会費は町内会費とは別会計とし、氏子が主体的に管理するなど、地域の実情に合わせた方法が望ましいです。また、神社の祭礼は伝統的な地域行事ですが、宗教上の理由や転入者などで協力が難しい方もいます。こうした方への配慮や分かりやすい説明を行い、理解を得ることも重要です。募金や氏子会費の扱い、祭礼の継承については地域の実情を踏まえ、町内会費とは別会計にするなど、公平性と住民への配慮を大切にしながら話し合い、最適な方法を見つけることが大切です。

Q10　町内会活動と神社の祭りなど、町内会と宗教の関わり方について教えてください。

町内会活動と特定の宗教活動は基本的に一線を画すべきです。そのため、神社の祭礼実施費用や維持費の寄付、宗教行事への参加を町内会が強制することは、宗教の自由を侵す可能性があるため、宗教上の理由で協力できない人や転入者への配慮と説明が重要です。

一方、地域のお祭りは長い歴史の中で伝統行事として文化的価値を持ち、地域の歴史や親睦を深める役割もあります。宗教的部分は町内会から切り離しつつ、お祭りを維持することが大切です。また、祭礼の会計を町内会会計に組み込むことは町内会行事と宗教行事とを混同することになり、好ましいことではありません。

Q11　町内会は個人情報保護法の対象になりますか？

平成 29 年5月の個人情報保護法改正後、5,000 件以下の個人情報を取扱う地域団体等も含まれることとなったため、町内会も対象です。会員の方が安心して個人情報を提供できるよう、管理者のもと、個人情報を集める、保管する、第三者に提供するときのルールを文書で定めて取扱いすることが重要です。詳しくは、本手引き4ページを参照してください。

Q12　初めて会計役員をしてもらう方に、参考となるマニュアルのようなものはありますか？

町内会の運営に携わる方々からの、「会計事務を任されたが、何から手をつけたらよいか分からない」といった声に応えるため、総務省が『コミュニティ団体の運営の手引き』(平成22年3月に作成)を公表しています。町内会の運営のうち、会計事務を中心に「会計」、「監査」、「決算報告」などの基本事項の説明や、領収書、現金出納簿等の様式等、「お困りごと相談」を掲載しています。ぜひ参考にしてみてください。

総務省ホームページ

Q13　税金を払っているのだから、市役所が地域のことをしてくれるのではないですか？

これまでから、暮らしの中での困りごとや地域課題については、市役所と町内会・自治会に代表される地域、事業者、住民等とが共に協働して取り組んでまいりました。その中で、地域の実態に沿った課題は、地域の皆さんが力を合わせてできることを考え取り組むことが必要となります。例えば、過去の災害でも示されたように、「公助」として市が担う部分と、「共助」として地域で助け合う部分、「自助」として個人で取り組む部分があり、行政の手の届かない部分も役割分担しながら地域で取り組むことが大切です。

Q14　町内会内のトラブルを市からの指導で解決してもらえませんか？

町内会は、地域住民の自発的な意思により自主的に活動する団体であり、独立した団体です。しかしながら、私たちの生活に最も身近な住民組織として、町内会は大切な役割を果たしており、市と協働でまちづくりを担っています。そのため、市が町内会の運営や活動にまで指導することは、活動の自主性や自立性を損なう恐れがありできかねます。団体内のトラブルについては、まず町内会の会員同士で十分に話し合い、解決を図ってください。

Q15　補助金や町内会に関係する手続きについて、どこに問い合わせたらよいですか？

市ホームページには、主な町内会・自治会向けの申請書や要望書等の様式データをとりまとめて掲載しているほか、補助金検索ナビなどもご利用いただけます。また、本手引き 20 ページ「要望等とりまとめ」のほか、23ページ「市等が実施している補助制度等」主な問い合わせ先を掲載していますのでご確認ください。

Q16　加古川市町内会連合会はどんな組織で、何をしているのですか？

市内の町内会の代表である町内会長によって構成される組織です。加古川市と町内会は協働のまちづくりのパートナーであり、加古川市町内会連合会は加古川市とのパイプ役となり、市政情報の共有のほか、行政懇談会などを通じてまちづくりの要望などをしています。また、市内の町内会同士や地区間の連携を図るとともに、セミナーや情報交換の場を設けるなど、市内の町内会に共通する課題の解決に向けた活動をしています。

Q17　加古川市町内会連合会からのお知らせ等は、どのように届きますか？

なるべく月1回の市の広報同時配付物と一緒に配付していますが、直接郵送でお送りする場合もあります。

Q18　会長が変更になった場合の手続きについて教えてください。

まずは市町内会連合会事務局（市民活動推進課内）までご連絡ください。「会長届」を送付しますので、必要事項を記入し、地区連合会長の署名を受けたうえでご提出ください。提出後は事務局を通じて市関係部署等へ連絡します。なお、「認可地縁団体」の場合は、告示事項の変更手続きが別途必要です。詳細は本手引き2ページ「4認可地縁団体制度について」をご覧ください。

この町内会長・自治会長の手引きは、市ホームページにも掲載しています。

（ホーム＞くらし＞町内会・自治会（地域コミュニティ）
　＞町内会長・自治会長の手引きについて）

加古川市まちの魅力発信キャラクター
かこのちゃん

令和８年５月発行

【発行】加古川市町内会連合会
　　加古川市市民活動推進課
　　電話 079-427-9195（直通）